

## 特別養護老人ホーム光明苑 運営規程

### (事業の目的)

第1条 社会福祉法人神戸老人ホームが開設する特別養護老人ホーム光明苑指定介護老人 福祉施設（以下「事業所」という）が行う指定介護老人福祉施設の事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために、人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の生活相談員、看護職員、栄養士、介護職員等の従事者（以下「従業者」という）が要介護状態にある高齢者に対し、適正な施設サービスを提供することを目的とする。

### (運営の方針)

第2条 事業所は、施設サービス計画に基づき、可能な限り、居宅における生活への復帰を念頭に置いて、入浴、排泄、食事等の介護、相談及び援助、社会生活上の便宜の供与その他の日常生活上の世話、機能訓練、健康管理及び療養上の世話を行うことにより、入所者がその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるようにすることを目的とする。

2 事業所は、入所者の意思及び人格を尊重し、常にその者の立場に立ってサービスを提供する。

3 事業所は、明るく家庭的な雰囲気有し、地域や家庭との結びつきを重視した運営を行い、関係市町村、居宅介護支援事業者、居宅サービス事業者、他の介護保険施設その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めるものとする。

### (事業所の名称等)

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- 一 名称 特別養護老人ホーム光明苑
- 二 所在地 神戸市東灘区住吉本町3丁目7番41号

### (職員の職種、員数、及び職務内容)

第4条 事業所に勤務する職種、員数、及び職務内容は次のとおりとする。

- 一 管理者 1名（常勤）

事業所の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行うとともに自らもサービス提供に当たる。

- 二 生活相談員 1名以上（常勤）

入所者及びその家族の日常生活上の相談及び生活支援に当たる。

- 三 介護支援専門員 1名以上（常勤）

入所者が安心してゆとりのある生活がおくれるよう施設サービス計画を作成する。

- 四 医師 必要数（嘱託）

入所者の健康管理を行う。

- 五 看護職員 3名以上（常勤換算）

入所者の健康管理や療養上の世話を当たる。

- 六 機能訓練指導員 1名（常勤兼務）

機能訓練指導員は、日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止する為の訓練指導・助言を行う。

七 介護職員 18名以上（常勤換算）

入所者の日常生活上の介護並びに健康保持のための相談・助言を行う。

八 管理栄養士 1名以上（常勤）

入所者の食事の献立を立てること及び栄養管理に当たる。

九 事務職員 2名（常勤専従2名）

必要な事務を行う。

（入所者の定員）

第5条 指定介護老人福祉施設の入所定員は57名とする。

（入所者に対する指定介護福祉施設サービスの内容及び利用料その他の費用の額）

第6条

一 利用者に対する指定介護福祉施設サービス内容

①介護

○介護は、入所者の自立の支援及び日常生活の充実に資するよう、入所者の心身の状況に応じて、適切な技術をもって行うこと。

○事業所は、1週間に2回以上、適切な方法により、入所者を入浴させ、又は清拭を行う。

○事業所は、入所者に対し、その心身の状況に応じて、適切な方法により、排泄の自立について必要な援助を行う。

○事業所は、おむつを使用せざるを得ない入所者のおむつを適切に取り替える。

○事業所は、入所者に対し、前各項に規程するもののほか、離床、着替え、整容等の介護を適切に行う。

②食事の提供

○食事の提供は、栄養並びに入所者の身体の状況及び嗜好を考慮したものとするとともに、適切な時間に行う。

○食事の提供は、入所者の自立の支援に配慮して、可能な限り、離床して食堂で行うよう努める。

③相談及び援助

○事業所は、常に入所者の心身の状況、その置かれている環境等の的確な把握に努め、入所者又はその家族に対し、その相談に適切に応じるとともに、必要な助言その他の援助を行う。

④社会生活上の便宜の供与等

○事業所は、教養娯楽設備等を備えるほか、適宜入所者のためのレクリエーション行事を行う。

○事業所は、入所者が日常生活を営むのに必要な行政機関等に対する手続きについて、その者又は家族において行うことが困難である場合は、その同意を得て、代わって行う。

○事業所は、常に入所者の家族との連携を図るとともに、入所者とその家族との交流等の機会を確保するよう努める。

⑤機能訓練

事業所は、入所者に対し、その心身の状況等に応じて、日常生活を営むのに必要な機能を改善し、又はその減退を防止するための訓練を行う。また、機能訓練指導員、看護職員、介護職員等が共同して利用者ごとに個別機能訓練計画を作成し、当該計画に基づき、計画的に機能訓練を行う。

⑥健康管理

事業所の医師又は看護職員は、常に入所者の健康の状況に注意し、必要に応じて健康保持のための適切な措置を行う。

## ニ 利用料その他の費用の額

第7条 事業所は、法定代理受領サービスに該当する指定介護福祉施設サービスを提供した際には、入所者から利用料の一部として、当該指定介護福祉サービスについて同条第2項第1号に規程する厚生大臣が定める基準により算定した費用の額及び同項第2号に規程する厚生大臣が定める基準により算定した費用の額の合計額から当該指定介護老人福祉施設に支払われる施設介護サービス費の額を控除して得た額の支払いを受けるものとする。

(別に定める重要事項説明書に記載されているサービス利用料金参照)

2 事業所は、法定代理受領サービスに該当しない指定介護福祉施設サービスを提供した際に入所者から支払いを受ける利用料の額と施設サービス費用基準額との間に、不合理な差額が生じないようにしなければならない。

3 事業所は、前2項の支払いを受ける額のほか、次に掲げる費用の支払いを受けることができる。

(別に定める重要事項説明書に記載されているサービス利用料金参照)

- |  |                 |
|--|-----------------|
| ①入所者が選定する特別な食事費  | 要した費用の実費        |
| ②理髪・美容代  | 要した費用の実費        |
| ③貴重品の管理費   | 500円            |
| ④複写物の交付費   | コピー1枚10円        |
| ⑤遠足等レクリエーション費  | 要した費用の実費        |
| ⑥納骨代(身寄りがなく当施設にて納骨する場合)  | 相談にて決定する        |
| ⑦遠隔地の移送及び病院付き添いに関する費用  | 入所者との相談費用決定     |
| ⑧契約書第22条2に関する所定の料金   | 別に定める重要事項説明書に記載 |
| ⑨前3号に掲げるもののほか、指定介護福祉施設サービスにおいて供与させる便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、その入所者に負担させることが適当と認められるもの。 | 要した費用の実費        |

4 事業所は、前項各号に掲げる費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、入所者又はその家族に対し、当該サービス内容及び費用について説明を行い、入所者の同意を得なければならない。

(施設の利用に当たっての留意事項)

第8条 入所者は指定介護老人福祉施設のサービスを受ける際に、次の事項について留意するものとする。

### ①持込の制限

入所にあたり、以下のもの以外は原則として持ち込むことができない。

下着等の衣類・歯ブラシ等日常生活物品

### ②面会

面会時間は原則 9:00~20:00 但し、緊急時及びやむを得ない事情がある場合その限りではない。

### ③外出・外泊

外出・外泊をされる場合は、2日前に申し出ること。葬儀への参加等緊急やむを得ない場合には、その届出は当日になってもかまわない。

外泊については、最長で6日間とする。

④食事が不要の場合は、前日までに申し出ること。前日までに申し出があった場合には食事に係る自己負担額は減免される。

⑤施設・設備の使用上の注意

○居室及び共用施設、敷地をその本来の用途に従って利用すること。

○故意に、またはわずかな注意を払えば避けられたにもかかわらず、施設、設備を壊したり、汚したりした場合には、利用者の自己負担により原状に復していただくか、又は相当の代価をお支払いいただく場合がある。

○利用者に対するサービスの実施及び安全衛生等の管理上の必要があると認められる場合には、利用者の居室内に立ち入り、必要な措置を取ることができるものとする。

○当施設の職員や他の利用者に対し、迷惑を及ぼすような宗教活動、政治活動、営利活動などを行うことはできない。

⑥喫煙

全館禁煙とする。

(非常災害対策)

第9条 管理者は、非常災害対策に備えて、消防計画、風水害、地震に対処する計画を作成し、防火管理者又は火災、消防等についての責任者を定め、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行う。

(1) 消火、避難警報その他防火に関する設備、及び火災発生の恐れのある箇所の定期点検。

(2) 地域住民や関係機関等を交え、所轄消防署との連携及び避難、救出訓練等の実施。

(3) 前各号に掲げる事項の実施については、管理者が定める。

(虐待防止に向けた体制等)

第10条 管理者は、虐待発生の防止に向け、本条各号に定める事項を実施するものとする。また、管理者は、これらの措置を適切に実施するための専任の担当者を選任する。

(1) 虐待防止検討委員会を設ける。その責任者は管理者とし担当者は生活相談員とする。

(2) 虐待防止検討委員会は、職員への研修の内容、虐待防止のための指針策定、虐待等の相談及び苦情解決体制の整備、虐待を把握した際の通報、虐待発生時の再発防止策の検討、成年後見制度の利用支援等を行う。なお、本虐待防止検討委員会は、場合により他の委員会と一体的に行うほか、テレビ会議システムを用いて実施する。

(3) 職員は、年2回以上、虐待発生の防止に向けた研修を受講する。

(身体拘束防止に向けた体制等)

第11条 身体的拘束適正化検討委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)を独立して設置し、身体拘束廃止に関する指針(マニュアル)を作成し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的に(年2回以上)開催します。また、新規採用時には必ず身体的拘束等の適正化の研修を実施する。

(感染症対策)

第12条 事業者は、施設において、感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように、次に掲げる措置を講じるものとする。

- (1) 施設における感染症又は食中毒の予防及びまん延の防止のための対策委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的で開催するとともに、その結果について、介護職員その他の職員に対し、周知徹底を図る。
- (2) 施設における感染症又は食中毒の予防及びまん延の防止のための指針を整備する。
- (3) 施設において、介護職員その他の職員に対し、感染症及び食中毒の予防並びにまん延の防止のための研修及び訓練を定期的に（年2回以上）実施する。
- (4) 前各号に掲げるもののほか、別に厚生労働大臣が定める感染症又は食中毒の発生が疑われる際の対処等に関する手順に沿った対応を行う。
- (5) 平時からの備え（備蓄品の確保など）、初動対応、感染拡大防止体制の確立に関する業務継続計画を策定する。

#### （ハラスメント対策）

第13条 事業者は、適切なサービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じるものとする。

#### （事故発生の防止及び発生時の対応）

- 第14条 事業所は、事故が発生又は再発することを防止するため、次の各号に定める措置を講じます。
- (1) 事故が発生した場合の対応、報告の方法等が記載された事故発生の防止のための指針を整備する。
  - (2) 事故が発生した時又はそれに至る危険性がある事態が生じた時に、その事実が報告され、その分析を通じた改善策について、職員に周知徹底する体制を整備する。
  - (3) 事故発生の防止のための委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）及び介護職員その他の職員に対する研修を定期的に（年2回以上）行う。
  - (4) 上記の措置を適切に実施するための責任者を置く。

#### （記録の整備）

- 第15条 事業所は、職員・設備及び会計に関する諸記録を整備しておくものとする。
- 2 事業所は、入所者に対する処遇の提供に係る諸記録を整備し、その完結の日から3年間保存するものとする。

#### 第16条（苦情処理）

事業所は、入所者からの苦情に迅速にかつ適切に対応するため、苦情受付窓口・第三者委員を設置するなど必要な措置を講じる。

- 2 事業所は、提供する処遇に関して、市町村からの文書の提出・提示を求め、又は市町村職員からの質問・照会に応じ、入所者からの苦情に関する調査に協力します。市町村からの指導又は助言を得た場合は、それに従い、必要な改善を行う。

#### （その他施設の運営に関する重要事項）

第17条 事業所は、本事業の社会的使命を十分認識し、従業者の資質向上を図るための研修の機会を次の通り設けるものとし、また、業務体制を整備する。

- 一 採用時研修 採用後3ヶ月以内

## ニ 継続研修 年2回

- 2 施設は、入所者に対する処遇に直接携わる職員のうち（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、介護保険法第8条第2項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じるものとする。
- 3 従業者は業務上知り得た入所者又はその家族の秘密を保持する。
- 4 従業者であったものに、業務上知り得た入所者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においても、これら秘密を守るべき旨に従業者との雇用契約の内容とする。
- 5 この規程に定める事項の他、運営に関する重要事項は社会福祉法人神戸老人ホームと事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

## 附 則

- この規程は、平成14年 4月 1日から施行する。
- この規程は、平成22年 9月 1日から施行する。
- この規程は、平成23年 8月 1日から施行する。
- この規程は、平成24年 2月 1日から施行する。
- この規程は、平成25年 11月 1日から施行する。
- この規程は、平成26年 4月 1日から施行する。
- この規程は、平成26年 9月 1日から施行する。
- この規程は、平成28年 4月 1日から施行する。
- この規定は、令和元年 8月 1日から施行する。
- この規定は、令和2年 12月 1日から施行する。
- この規定は、令和3年 6月 21日から施行する。
- この規定は、令和6年 4月 1日から施行する。